

答申日：令和元年6月18日

件名：「岩ヶ池公園定例会議事録 平成29年度～現在まで」の部分公開決定に関する件

答 申

1 審査会の結論

刈谷市長（以下「市長」という。）が、「岩ヶ池公園定例会議事録 平成29年度～現在まで」（以下「本件対象文書」という。）の公開請求に対し、部分公開とした決定において、条例第7条第2号イ該当として非公開とした経費明細書のうち、「項目」の列、「内訳」の列及び「予算額の列のうち、各項目の合計」は公開することが妥当であるが、その他の部分を非公開としたことは、妥当である。

2 審査請求人の主張の要旨

（1）審査請求の趣旨

審査請求人が平成30年10月17日付けで行った刈谷市情報公開条例（以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づく公開請求に対し、市長が平成30年11月19日付け刈公緑第132号により行った部分公開決定について、当該決定を取り消し、本件対象文書の全面公開を求めるものである。

（2）審査請求の理由

審査請求人が審査請求書等において主張する審査請求の理由は、総合すると概ね次のとおりである。

ア 非公開とされている部分について理解できない。

イ 議事録については、全文公開すべきものとする。

ウ 指定管理者と市との打ち合わせ内容に第三者（会社名含む）が出た場合に、非公開とされることが理解できない。

エ 事業計画について、正式に決定していない情報を公開することにより無用の混乱や誤解を招くおそれがあるとのことだが、良い計画であれば反論するつもりはない。また、計画だけで終わったものであっても、その計画

に対する考え方がどのようなであったかを確認するためにも、公開することが必要である。

オ 予定額が入っているものがなぜ公開できないのか理解できない。売上げや経費明細書については、両当事者（指定管理者である刈谷ハイウェイオアシス株式会社と市公園緑地課）の考えが妥当であるかを第三者が確認できるのであれば、その事実が分かる資料でも良いと思う。

カ 非公開とされた車のナンバーについて、当該車両が会社所有であるかどうか分からない。仮に持込みである場合、費用、ガソリン代、利用方法等の確認をどのように行っているのか。また、当該車両が会社所有であるならば、ナンバーは分かっても問題ないはずである。

3 実施機関の説明の要旨

(1) 経緯について

ア 審査請求人は、平成30年10月17日付けで、市長に対し本件対象文書について、条例第6条第1項の規定により公文書公開請求を行った。

イ 市長は、公開決定等をするに当たり、条例第15条第1項の規定により平成30年10月19日付けで刈谷ハイウェイオアシス株式会社に対し、意見を照会したところ、同月30日に、同社の指定管理業務のノウハウが含まれる部分については、公開しないでほしいとの意見書が提出された。

ウ 市長は、アの公文書公開請求に対し、担当者の氏名及び自動車のナンバーは、特定の個人が識別され、通常他人に知られたくない情報と認められるため条例第7条第1号に該当し、事業者の実績を生かした業務上のノウハウ、年間売上実績及び事業計画は、公にすることにより、法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるため同条第2号アに該当し、経費明細書は、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人における通例として公にしないこととされているものであるため同条第2号イに該当するとして、平成30年11月19日付け刈公緑第132号により部分公開決定を行ったところ、審査請求人はこれを不服として、同年12月27日付けで審査請求をしたものである。

(2) 部分公開決定について

非公開情報の該当性について、以下のとおり主張する。

ア 担当者の氏名及び自動車のナンバー

特定の個人が識別され得るものであり、通常他人に知られたくない情報と認められ、条例第7条第1号に該当する。

イ 打ち合わせ内容（事業計画）について

議事録に記載された打ち合わせ内容は、審議、検討又は協議に関する情報であり、公にするにはまだ不確定な要素が多い事業者の計画内容も含まれている。計画の実現に向けて事前協議が始まったばかりの事業計画内容は、今後大幅な変更も予想されるものであり、計画調整段階の不確定な情報を公開することにより、市民の間に事業計画内容が既に確定したかのような無用な混乱及び誤解を招くおそれがある。また、公表したうえで、事業者の計画事業が仮に市に許可されなかった場合は、法人の地位や評価を広く害してしまうおそれが認められる。

また、年度中に予定されているイベントのうち実施が確定されていないものに関しても、公表することで市民の間に既に事業計画内容が確定したかのような無用な混乱及び誤解を招くおそれがあるとともに、指定管理者の事務又は事業の能率的な遂行にも著しい支障を及ぼすおそれが生じる。

以上のことから条例第7条第2号アに該当する。

ウ 売上実績の予定額

指定管理者の実績に基づく経験や業務上のノウハウを踏まえて算出したものである。予定額の算出方法を公開することにより、次期指定管理者選定時において、今後提案する指定管理料を推測することが可能となり、法人の競争上の立場が著しく不利となるおそれが認められる。

以上のことから条例第7条第2号アに該当する。

エ 経費明細書

法人における通例として公にしないこととされているものであるが、事業の実施についてより正確に判断していくための追加の資料として実施機関の要請を受けて公にしないとの条件で任意に提供されたものであることから、条例第7条第2号イに該当する。

4 審査会の判断

(1) 基本的な考え方

情報公開制度は、市民等の公文書の公開を請求する権利を保障し、開かれた市政を実現するため、原則公開とする基本的な考え方の中で運用されるべきものであり、非公開とする場合は条例に照らし合わせて限定的に取り扱うものであると考える。

本案件の審査においては、指定管理者である事業者が行う指定管理業務についての説明責任と、指定管理者である事業者の利益の保護という点について、委員の間でも様々な意見が交わされる中で判断が難しい案件であったが、最終的に以下のとおり判断する。

(2) 判断の理由

実施機関は、本件対象文書には条例第7条第1号、同条第2号ア及びイに該当する部分が含まれているとして、部分公開とする決定を行った。

これに対して、審査請求人は、本件対象文書のうち非公開とされた部分は非公開情報に該当しないとして、当該決定の取消しを求めているが、実施機関は、当該決定は妥当としていることから、当審査会では、その妥当性について、以下検討する。

ア 条例第7条第1号該当性について

条例第7条第1号は、個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別されうるもののうち、通常他人に知られたくないと認められるものは非公開とすること。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報は除くと定めている。

本件対象文書に記載された刈谷ハイウェイオアシス株式会社の担当者氏名及び無許可駐車や移動放送の対象となった車両のナンバーは、特定の個人が識別され、通常他人に知られたくない情報であると認められる。また、当該情報は、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要である情報にも該当しない。

したがって、本件対象文書に記載された刈谷ハイウェイオアシス株式会社の担当者氏名及び無許可駐車や移動放送の対象となった車両のナンバ

一を条例第7条第1号に該当することを理由に非公開とした実施機関の決定は、妥当であると判断する。

(別添非公開箇所記号・・・a、b、d、e、k、n、o)

イ 条例第7条第2号ア該当性について

条例第7条第2号アは、法人その他の団体(国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものは非公開とすること。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除くと定めている。

(ア) 公にされていない事業計画について

企画段階の事項が誰にでも明らかにされることは、混乱や関係各所への圧力がかかる可能性があり、事業者の正当な利益を害するおそれがあるものと認められる。

よって、公にされていない事業計画について条例第7条第1号に該当することを理由に非公開とした実施機関の決定は、妥当であると判断する。

(別添非公開箇所記号・・・c、i、l)

(イ) 収支見込、売上予測及び各イベントの予算(以下「予算関係事項」という。)について

「予算関係事項」は、指定管理者がこれまで培ってきた施設管理運営の経験を基に算出したものであると認められ、これを公開することにより、競争上の地位が害されるおそれがある。そして、当該部分が記載されている文書について、全面的に非公開とすることなく、あくまで「予算関係事項」の部分に限って非公開としている実施機関の判断は、一定の合理性があると認められる。

よって、「予算関係事項」について条例第7条第2号アに該当することを理由に非公開とした実施機関の決定は、妥当であると判断する。

(別添非公開箇所記号・・・f、h、j、m)

ウ 条例第7条第2号イ該当性について

条例第7条第2号イは、法人等に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるものは非公開とすること。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除くと定めている。

経費明細書については、「項目」「内訳」「予算額」「備考」の区分によって構成されており、実施機関としてはその内容について支出合計欄を除き、一律に非公開と判断している。しかし、当審査会としては、公にしないとの条件で提供された資料であるとはいえ、内容について一律に非公開とすることは市に対しての不信感を生み、公開できるところは極力公開するという情報公開制度の趣旨から考えても合理的ではないと判断する。そこで、当審査会としては個別の状況を加味した上での判断が必要であると考え、経費明細書の内容について検討する。

実施機関から提出された審査請求にかかる本件対象文書一式を確認したところ、経費明細書は、「1. 管理運営に関する収支予算書（平成30年度）」（以下「資料A」という。）に記載されている事項の詳細を説明する位置づけであり、その記載内容については関連性があると認められる。なお、資料Aについて非公開としている部分はなく、その判断について当審査会としても疑義はない。この前提の上で、資料Aと経費明細書の記載事項を比較し、検証したところ、資料Aにおいて公開されている内容が経費明細書において非公開とされている状況が見受けられた。この点について合理的な理由も認められないため、経費明細書の「項目」の列及び「予算額の列のうち、各項目の合計」については、公開すべきである。

次に「内訳」の列については、施設管理において行う業務内容や光熱水費や通信費の詳細内容が記載されているが、この内容程度であれば、公にしないとの条件で任意に提供されたものであっても、公にしないとの条件を付することに合理性が認められないため、公開すべきである。

「予算額の列のうち、内訳区分ごとの予算額」については、内訳区分ご

とにどれくらいの費用や人工がかかるのかという内容が記載されており、仮に公開することとなると、事業者が有する一定のノウハウが明らかになることとなる。故に、経費明細書を事業者が公にしないことを条件として実施機関に提供したことには一定の合理性は認められる。

また、「備考」の列についても、作業回数や人数といった施設の維持や運営に必要な業務量が記載されており、こちらも事業者のノウハウに関することと認められ、事業者が公にしないとの条件を付したことや実施機関が通例として公にしないものと考えてことに一定の合理性は認められる。

以上のことから、経費明細書のうち「予算額の列のうち、内訳区分ごとの予算額」及び「備考」の列について、条例第7条第2号イに該当するとし、非公開とした実施機関の決定は、妥当であるが、その他の部分については公開することが妥当であると判断する。

(別添非公開箇所記号・・・g)

(3) 結論

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

令和元年6月18日

刈谷市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 永 田 靖 章

委 員 石 川 克 彦

委 員 加 藤 千 冬

委 員 加 藤 時 彦

委 員 真 島 聖 子

記号	対象資料名称
	非公開該当箇所
l	「平成29年度第3回岩ヶ池公園管理定例会」議事録 ●●●●●が刈谷ハイウェイオアシス内に●●●●●●●●●●を設置する計画
m	「岩ヶ池公園 平成29年度 売り上げの実績と予測」 売り上げ予測に関する事項、折れ線グラフ
n	「平成29年度第2回岩ヶ池公園管理定例会」議事録 刈谷ハイウェイオアシス株式会社の出席者の名前
o	「平成29年度第1回岩ヶ池公園管理定例会」の議事録 刈谷ハイウェイオアシス株式会社の出席者の名前